

お知らせ

ご当地ナンバープレート 交付は4月1日から!

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006



市の花であるマーガレットの絵柄を用いたオリジナルナンバープレートの交付が始まります。対象は排気量50cc以下のバイクです。現在のナンバーからオリジナルナンバーに無料で交換することもできます。

交付開始日 4月1日(水)

1日は、午前8時30分までに来た人を対象に抽選を行います。抽選で決定した順に、標識番号「三豊市み・・1」から交付

- ・所有者の認印(所有者以外の方が届け出をする場合は、届出者の認印も必要)
- ・免許証など窓口に来た人の本人確認ができるもの
- ・《オリジナルナンバープレートに取り替える場合》
- ・現在使用しているナンバープレート
- ・所有者の認印(所有者以外の方が届け出をする場合は、届出者の認印も必要)
- ・免許証など窓口に来た人の本人確認ができるもの

※番号の指定はできません。

1日に交付できるのは税務課のみで、各支所では交付できません。各支所での交付は、2日(木)からとなります。

持参物

交付に必要なものは、次のとおりです。お持ちでない場合、その場での交付ができませんのでご注意ください。

《新規に申請する場合》

- ・販売証明書(業者が発行したもの)、または譲渡証明書(バイクの前所有者が書いたもの)
- ・所有者の認印(所有者以外の方が届け出をする場合は、届出者の認印も必要)
- ・免許証など窓口に来た人の本人確認ができるもの

くらし

固定資産税の縦覧・閲覧ができます

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

自分の所有する土地または家屋の評価額と比較するため、市内に所在する他の土地または家屋の評価額を見ることができ、手数料は無料です。ただし、価格縦覧簿の写しは交付できません。

対象

固定資産税の納税者または納税管理人、代理人(納税者の委任状が必要)

土地(家屋)のみの人は、家屋(土地)の縦覧はできません。

期間 4月1日(水)～30日(木)(土・日・祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分

場所

税務課または各支所
各支所では当該町のみで、他町の縦覧はできません。

縦覧内容

【土地】所在・地番・地目・地積・評価額
【家屋】所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額

固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者が固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を確認することができます。

固定資産税の納税義務者または借地人、借家人、代理人(納税者の委任状が必要)

対象

借地人と借家人は、対象となる資産のみ閲覧できます。なお、閲覧には賃貸借契約書が必要です。

期間 通年(土・日・祝日を除く)

場所

税務課または各支所

手数料

1件300円

4月1日(水)～30日(木)までの縦覧期間中は無料です。ただし、閲覧のほか、台帳の写しを請求する場合はコピー代(1枚10円)が必要です。

閲覧内容

【納税義務者】
所有する資産の課税台帳

【借地人・借家人】

借りている土地または家屋の課税台帳

※縦覧、閲覧ともに本人確認のため、納税通知書または身分証明書(運転免許証、健康保険証など)が必要です。

お知らせ

仁尾町児童館が移転します

▶問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016
福祉課 ☎73-3015

仁尾町児童館が4月1日(水)から、これまでの仁尾町総合福祉会館から同敷地内のふれあい健康会館に移転します。

移転に伴い、ふれあい健康会館に設置している各種健康機器は、仁尾庁舎3階へ移動します。健康機器を利用する人は、3月23日(月)から仁尾庁舎3階で、ご利用ください。ご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願いいたします。

お知らせ

マーガレットの苗配布します



▶問い合わせ 総務課 ☎73-3000

市の花であるマーガレットを身近に感じ、親しみをもってもらうため、マーガレットの苗を配布します。

真っ白に咲き誇るマーガレットを、この機会に育ててみてはいかがでしょうか。

配布期間 3月3日(火)から

配布数 1人2株

数に限りがありますので、なくなり次第終了します。

配布場所 総務課および各支所



くらし

軽自動車税の課税と減免

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006
四国運輸局香川運輸支局 ☎050-5540-2075
軽自動車検査協会香川主管事務所 ☎050-3816-3122

原付・軽自動車などの異動手続きは3月中に

軽自動車やバイクの税金は、毎年4月1日現在の所有者に課せられます。車を譲ったり、廃車にしたりした人、住所が変わった人は3月31日(火)までに異動の手続きをしてください。

種類	受付窓口
原動機付き自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車 (農耕用など)	税務課または各支所
二輪の軽自動車 および小型自動車 (126cc以上)	四国運輸局 香川運輸支局
軽自動車 (二輪を除く)	軽自動車検査協会香川主管事務所

軽自動車税の減免

障がいのある人が使用する軽自動車の軽自動車税は、申請によって減免になる場合があります。平成27年度分の申請期限は、5月25日(月)です。なお、すでに減免を受けている車両は、届出事項に変更がない限り、再申請は不要です。